

# 農地の貸し借りの制度が大きく変わります！

令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法（通称：基盤法）が改正され、農用地利用集積計画による農地の貸し借りの方法が廃止されました。（経過措置により令和7年3月31日までは、基盤法による貸し借りが可能です。）

令和7年4月1日以降に農地の貸し借りを新規に設定または更新する場合は、農地中間管理機構を介した「農地中間管理事業」による貸借の活用をお願いします。

貸し借りの決定が

2025

4/1～

の農地から

## 農地中間管理事業

農地中間管理機構（（公財）えひめ農林漁業振興機構）が中間的な受け皿となって農地の貸し借りをを行う制度です。



対象農地	市街化区域以外の農地
受け手対象者	地域の農業を担う者
賃貸借期間	概ね10年以上が好ましいが短期間でも可
手続き方法	農業委員会に申請書を提出し、農業委員会総会を経て概ね2か月後に決定

お問い合わせ

● 農業委員会事務局（農地の貸し借りに関して） ● 農林課農政係（農地中間管理事業に関して）

Tel：0895-49-7036

Tel：0895-49-7022